

令和3年第3回大衡村議会定例会会議録 第2号

---

令和3年9月2日（木曜日） 午前10時開会

---

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	庄子 明宏	監 査 委 員	渡邊 保夫
教育次長兼 学校教育課長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企画財政課長	残間 文広	住民生活課長	金刺 隆司
税 務 課 長	堀籠 淳	健康福祉課長	早坂紀美江
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
社会教育課長	大沼 善昭	参事兼指導主事	岩淵 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子育て支援室長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠緋沙子	書記	片浦 則之	書記	残間 頼
------	-------	----	-------	----	------

---

議事日程（第2号）

令和3年9月2日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問

- 第 3 同意第 2 号 大衡村教育委員会教育長の任命について
- 第 4 同意第 3 号 大衡村教育委員会教育委員の任命について
- 第 5 議案第 38 号 大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 39 号 大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 40 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 41 号 大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 42 号 村民体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 43 号 令和 2 年度万葉クリエートパーク遊具更新工事（その 2）の請負契約の変更について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）に同じ

---

午前 10 時 00 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 3 年第 3 回大衡村議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、8 番高橋浩之君、9 番遠藤昌一君を指名いたします。

---

日程第 2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に発言を許します。

通告順5番、文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） おはようございます。

5番、文屋裕男です。一問一答でお願いをしております。

今日はトップバッターとして出るわけですが、私の次の方が3つも質問されるそうなので、私のほうは少し簡単に終わらせたいと思いますので、議長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は今回、おおひら万葉館の営業の実態について伺ひます。

おおひら万葉館は、平成24年8月11日に営業を始めました。毎年のように営業実績を伸ばし、平成27年より黒字となり平成30年度に売上げ最盛期になりましたが、平成31年、5月からは令和元年になるわけですが、4月1日より政府の働き方改革により水曜日を定休日、令和2年には従業員に有給休暇最低5日以上取得義務化されました。その影響で売上げが減少してきました。

さらに追い打ちをかけるように、新型コロナウイルスの影響で各種イベントの中止、閉店時間を7時から6時と1時間時短営業を余儀なくされ、来館者の減少につながっています。

このままの状態では、赤字幅がどんどん大きくなり、会社の存続が厳しくなるのではと危惧されます。この営業実態を見て村では、赤字補填の考へがあるのかお聞きたいと思ひます。

また、まちづくりセンター以外の施設、例えばパークゴルフ場、美術館、大衡城などですが、指定管理料があるわけですが、おおひら万葉館はゼロ円としたその理由、何かその根拠について伺ひたいと思ひます。また、その指定管理料を見直す考へはあるかについても伺ひたいと思ひます。

万葉おおひら館の開店時には、設備や備品のリース料を3割補助したと聞いております。平成29年度で5年間のリース料補助が完了しています。これからも同様の補助、支援が必要ではないか伺ひます。

以上で質問といたします。お願ひします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） おはようございます。

文屋裕男議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

万葉おおひら館の営業の実態について問うというご質問であります、その中の①としての答えからまいりたいというふうに思います。

大衡村農産物展示販売所、万葉おおひら館につきましては、平成24年8月11日にオープンし、平成39年度末、平成39年度という令和9年度ですが、末までの15年間株式会社万葉まちづくりセンターを指定管理者として指定しており、現在9年目となっております。

1点目の新型コロナウイルスの影響で売上げが落ち込んでいると聞くが、実際はどうかのご質問であります、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、万葉館だけではなくて民間のどの業種の方々も大幅に売上げとかそういったものが落ちているというのは、議員もご承知のことだというふうに思います。

その影響により令和元年度、令和2年度につきましては、万葉館も売上げが減少していることは報告書などにより承知をしているところであります。

次に、2点目の赤字補填の考えはあるかということですが、このまま赤字が続けば会社の存続が厳しくなるのではないかとのご心配の質問であります。

村といたしましては、当初から赤字が出ても安易に補填はしないとの考えを説明させていただいていると、このように理解しております。基本的に私も同様の考えであります。赤字補填の前にまずは指定管理者において、事業の総点検等を実施され、その上で経営継続のために、場合によっては規模の縮小や拡大やら、そういった点検をさせていただいて徹底した事業見直しを行うなど、まずは自助努力を求めたいと考えております。

その上で、真に必要なならばこれはこれとして検討してまいりたいと、このように思うところであります。

たとえ村で補填がやむを得ないと判断するにしても、村としても第3者による経営診断等の調査実施なども視野に入れた上で適切に対応してまいりたいというふうに思います。

なお、村といたしましては、直接的な赤字補填という形ではありませんが、指定管理者側から要望のあった高圧受電施設改修工事やエアコンの増設工事等について、昨年度と今年度で実施をさせていただいており、施設の充実等で側面的な運営支援はさせていただいているところであります。

3点目の当初指定管理料をゼロ円にした理由、根拠について伺うということでありま

す。また、指定管理料を見直す考えはあるか、指定管理料は無料ですから見直す、指定管理料を設定する気はあるかという意味なんだろうと思いますが、指定管理料をゼロ円にした理由につきましては、指定管理の期間を15年と長期に設定し、備品に対する市の補助を設けること、売上げや手数料については一切指定管理者の収入とすることから、オープン当初は赤字でも後年度になるにつれ黒字が見込めるとの試算から、指定管理料をゼロ円としたものであります。

基本的には市側が提示した条件で指定管理を受けたいとのことで応募をいただき、決定したものでありますので、期間中における指定管理料につきましては、見直す考えは現時点では基本的には持っておりません。

次に、4点目の万葉おおひら館開店時に設備や備品のリース料を3割補助したと聞きますが、これからも同様の補助、支援が必要ではないかのご質問ですが、オープン当初導入した備品のリース料の3割を補助しております。その後、指定管理者側で導入した備品等もあることから、備品の状況を確認、精査した上でこの件については検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 水曜日を定休日と、今しております。その場合の減収について、ちょっと試算をしてみました。1日の売上げ30万円と仮定しますと、1,560万円の減収になります。利益率を2.8%と見ているようですので、それを掛けますと1年間で436万8,000円の減収になる、これだけ大きな減収になっているんですね、1日休んだだけで。これはでも、政府の働き方改革ですから従わなきゃない。そういうことで今現在、水曜日を定休日としてやられているわけですね。

平成30年、それから平成31年、令和元年ですね5月から、それから令和2年、昨年、これの売上高などをちょっと比較して見ました。平成30年は売上高が2億1,247万円です。来館者は約13万人。1日当たりの売上げが約58万6,000円です。それで、お1人当たり幾ら購入されているかという約1,640円です、1人当たり平均。令和元年ですと、約2,000万円の減収です。1億9,295万円。来館者は約2万人減って、11万人です。1日当たりの売上げが61万2,000円。1人当たりが1,760円です。これ全部約です。令和2年、昨年はさらに減って、4,000万円の減収です。コロナの影響がここにずっと出てきていますよね。1億7,200万円です。来館者も前年度よりも1万人減る、約10万人です。1日当たりの売上げが54万6,000円。1人当たり約1,708円です。これ全部約です。

これ挙げますと、水曜日定休日になったというのが如実に表れているわけですね。それにまた追い打ちをかけるように、新型コロナウイルスが拍車をかけているという状況になっているわけです。

この万葉おおひら館の隣接しているパークゴルフ場、これにも如実に表れています。つまり、パークゴルフ場の入場者数が少なくなれば、やはりおおひら館の来館者も少なくなっているんです。そこに来た人たちが帰りに寄っていかなくなってきたと、少なくなってきたと、寄る方が。ちょっとパークゴルフ場のことは今回通告していませんけれども、私勝手につくったものですから、ちょっとだけお聞きしたいと思います。

それも平成30年から令和元年から比較してみました。どれだけになっているかということですが、参考までに。

平成30年の利用者が7万4,148人です。令和元年は5万8,232人です。令和元年の3月は、コロナの影響で営業停止になったんです、ここ。3月いっぱい。そして令和2年、利用者が4万6,568人です。4月1日から営業を始めましたけれども、4月11日から5月24日まで、これもコロナで営業停止です。その後、再開されましたけれども、入場者数は300人に限定して、300人以上は入れないというふうになったわけですね。

令和元年から令和2年にかけて三本木、石越、気仙沼、東松島ゴルフ場、パークゴルフ場が新規に本格的にオープンしているわけです。こうしたことから、万葉おおひら館への来館者が減少し、赤字幅がどんどん広がっていると思います。

こうした観点から、赤字補填を考えてはどうかなと思うんですけれども、村長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員もいろいろと調査しながら実態の把握をされているということに對しましては敬意を表したいと、このように思います。

議員がおっしゃっている一つの万葉館の休館日ですね。これにつきましては、政府の働き方改革によって水曜日は定休日にしたと。それはちょっと私は違うんでないかなと。別に働き方改革は改革であって、政府では施設を1週間に1日休めとは言っていないんです。ですから、365日営業しているところもちろんありますよね、ほかの商業施設でも。でありますから、それは働き方改革云々というのは、ちょっと的外れではないのかなというふうに思いますけれども、しかし、そういったことも考えて限られた人員で運営しているのでありますから、その人員が不足していれば当然そういうふうになってくるん

だろうなというふうに思います。

そういうことで、売上げが落ちていると、水曜日休むことによって。それは当然そのとおりであります。

でありますけれども、先ほども申し上げたように、必ず水曜日休まなければならないというものは何もないんです。聞いたところ、従業員がいないんだと。水曜日を回すというんじゃないで、ずっと年中無休でやるためには従業員が足りない。ですから、そういうふうにならざるを得ないんだという話はお聞きしております。

がしかし、何と言いますか、これも人員の手当をするなり何かで補いをつくのではないかというふうには思います。ただ、現実的にはどうか分かりませんが。

そういったことで、確かに水曜休みのために収入が落ちているというのは、もちろん分かりますけれども、それはやっぱりもう少し企業としても、企業というか会社としても人員を補充するなりして何とか乗り切って行ったらどうなのかなということ、そういったことも視野に入れながら検討していかなければならない問題かなというふうに思っております。

そういうことであります。確かにそのとおりでありますから、先ほど第1問で申し上げたとおり、本当に大変な状況ではあるなど。それはやっぱり何と言ってもコロナ関連で、どこの民間でもどこでもですけれども、収益は落ちているというのが現状であります。それをどのように持っていったらいいか、そして、それは先ほども申し上げましたとおり、会社としての自助努力なり、あるいはどうしてもそれがかなわない、もうにつきもさつちもいかないといった場合には、やっぱり村としても当然第3セクターでありますから、何らかの措置は講じなければならないと、これは当然であります。

でありますから、そういうことでありますけれども、ただ先ほども冒頭で申し上げましたとおり、安易な補填は考えていませんよと、こういうことであります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 水曜日を定休日にしなくても大丈夫じゃないかと。365日営業しているスーパー、いっぱいありますよ。年中無休。ただし、そこにはやっぱり人員を配置しなければならない。それは当たり前のことです。

私もそう思いました、実は。何で水曜日休まなければならないんだって。休まないでやったらいいっちゃって。そしたら、返ってきた答えが、それをするには3人補充しなきゃないそうです。3人です。その3人の人間に、補充した方に給料支払うというのは

大変ですって。それだけ逼迫しているんですよ、ここは。それぐらい利益があるというわけではないんですよ、ここの万葉館。万葉おおひら館の収益というのは、そんなに高いものじゃないんですよ。ほかのスーパーと比べてもらったら、もう大変ですよ、この会社は。このおおひら館は。それぐらい利益率が少ないんですよ。少なくやっているんですよ。農産物展示場ありますよね。私らも出しています、そこに。その収益は農協は20%ですけれども、おおひら館は15%なんですよ。5%低いんですよ、あそこでもう既に。そういうような状況の中で彼らは一生懸命経営をされているんですよ。そういうことも村長分かっているかどうか分かりませんが、その辺はどう考えますか。お聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 手数料15%、これは存じております。農協が20%ですか、私、農協のほうが逆に何ぼなんだかちょっと分かりませんでした。20%ですか。

あとそれから、万葉館でも域外の方々はもっと高いですよ、20%ですか。ということとやっておるようです。大衡の農家の皆さんであるから15%にしているんだと、そういうことで大衡の農業振興のためにもそうやっているんだということは、私も認識をしております。

でありますから、だからどうっていうか、じゃあ5%分、村で補助、補填したらちょうど20%になりますよね。農業振興のためにも本当はそういうことも考えてもいいのかなんては思いますけれども、考えの中にはもちろん入っております。しかし、先ほども申し上げたとおり、安易にははいそうですかというわけにはいきませんということ、私申し上げているわけです。ですから、今聞くところによることもないんですけども、株主総会等々で私も出席をさせていただいておりますけれども、その中において内部留保資金、これについては今のところ、私の記憶が定かちょっと今、社長もいるからね。たしか七、八千万円内部留保資金があるわけでありまして。

失礼しました。過年度利益、9年間の留保資金が5,700万円、今留保資金あるわけがあります。これは、貸倒引当金とかいろんな退職者の引当金とか、そういったものもここに留保しているということではありますけれども、そういったものもありますので、その辺で何とかやり繰りをしていただいて、どうにもならない、もう駄目だという状態であれば当然、村としてはそれは潰すわけにはいきませんから必ず補填というか、何らかの処置をしなければならない。これは、私はとっくに認識をしています。とっくにと



うか、最初から認識をしております。ただ今、このコロナが継続というのもおかしいんですが、蔓延中でありますから、このコロナである程度落ちている部分が早く回復すればそれも回復基調に戻ってくるのかなというふうに思います。

がしかし、そのコロナが全然トンネルの出口が見えないような状況になっておりますので、本当に議員も心配していると思いますけれども、私も議員と同じく心配している一人でありますから、ご認識をしていただければというふうに思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 万葉おおひら館の開店時、設備や備品のリース料を3割補助されてきました。5年間です。5年間。平成29年度で5年間のリースは終わっています。その後は、補助なしでそのリース料を支払ってきたわけですね。ただ、いつまでもリース料払うんじゃないで、残存価格で取得しましょうということで、平成31年、令和元年の年なんですけれども、残存価格で全部を買い取ったわけです。

しかし、既にもう10年以上たっている機械ですから、老朽化が進んでいます。その中で既に取り替えなければならないというような事態になっているんです、今現在。その機械の取り替えるときの補助、あるいはリース料、その辺のことを村として考えているかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 機械の導入にしてもこれまでも補助といいますか、させていただいた、当初はあったんであります。その後、リースから中古買取りになったんですかね。残存価格でということが今言われましたけれども、その部分につきましては、新規にリースをさらに更新の際、中古で今買ったやつが恐らくもう駄目になりそうだと。これはもちろん分かります。リースでさらに新しく組み直す、そういう場合に村としてもある程度の検討はしなければならない。ただ、リースがいいのか、買取りしたほうがいいのかということは、ちょっと私の判断ではここでどうのこうのと言えませんが、現場で実際の業務に当たる方々がどっちがいいのか、そういうものをちゃんと精査して、そしてどのぐらいかかるものか、そういうものも、そして何品目でどういうふうにして機械がどの程度何台、そして何をどうするんだかといういろんな計画書的なものをお見せいただかないと、提示していただかないと、ただ単に何買ったから出してけらいん、何買ったから出してけらいんでは、これはもちろん議員も当然だと思われているでしょうけれども。そういうことでちゃんと計画性を持った、そういうものを出していただ

ければ村としても、それはパーセントは言いませんよ。何らかのそれは助成は当然やむを得ないのかなど。

そして、さらに先ほども申し上げましたキュービクルですね、受電施設とかエアコン空調の設備、これにつきましては村で全額工事費用を出して改修して、いつだっけ、この間だよな。ですから、着々とそういったことについては、間接的な補助になりますけれども、やっているわけです。当初の容量ではこれでいいというまちづくりセンター側も、こういう設備ですよということで、はいいいですよというので引き受けてもらった。だけど、だんだんと冷蔵庫増やした、冷凍庫増やした、設備増やした、それによって今度容量が足りなくなった。そして、そのキュービクル受電施設、これの増量も、これ2回にわたってやっているんだよな。1回容量を大きくしたんですが、それでも足りないと。またやったんです。そういうふうにして、村としてもその要望に応じているわけがあります。なので、その辺を加味しながらまた今後もそういったことがどのような具体的に要望があるのか、ちゃんと精査した上で。

ですから、先ほども言ったように、はいきた、じゃあいいですよというわけにはいきませんよというのはそこなんです。やっぱりその辺を村民の皆さんも納得、あるいは議会の皆さんも納得できるような形でそういったものをやれる範囲でやらざるを得ないということは認識はしておるところであります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今年度になってエアコンを設置してもらいました。私たち生産者としては、おおひら館の野菜は非常に安い、ほかのスーパーと比べて安いと。あれが目玉商品ですよ。それからもう1つ、卵が安いという、そういう評判です。どこよりもおおひら館が一番安いという評判です、今。そういう目玉商品を2つ用意していたわけなんですけれども、どうも野菜が劣化が早いと、夕方までもたないというような状況だと。それは、夏場のあの暑さが原因だということで、お願いして今回エアコンを取り付けてもらったんです。本当に感謝しています、それは。私たち生産者も感謝しています、それは。そのように村で支援してもらっているということも重々私たちも感謝をしているところであります。

先ほど村長が、規模がだんだんだんだん大きくなってきて、機械、そういうものも足りなくなってくる。受電のあいつも限界でもっと増やさなきゃない、大きくしなきゃない。それも2回やっていますよというあれでした。それはそうです。平成28年には、冷

蔵庫、冷凍庫、増設しています。最初に始まったときには、8台だったそうですが、そういう機械が今は倍になっています。それぐらい新しいのが入っています。

それからもう1つ、2019年に消費税が引上げになりました。食品は8%、それ以外のものは10%、お酒も10%ですよね。これPOSシステムというそうです。その導入をするための費用が約600万円かかっているんですね。でも、国から補助が200万円あったそうです。ですから、400万円を自己資金の中で出している。

令和2年、去年は、Windows10なんです、今度は。パソコン。それはメンテナンスの終了だったそうです、前のパソコンが。そのために新しいのにしたほうがむしろよいということで、導入費が約180万円。これもまた自己資金の中から出して今の経営をやっておられるわけなんですよ。

そうしたこと村長、そういうことを聞いていましたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですよ、聞いております。何て言うんですか、POSシステム、あの導入の際、バーコード読みみたいなの、ああいうシステムですよ。あとそれから、パソコンの件はちょっと私あまり強くは認識していなかったんですけども、パソコンってどこでも誰でも使っているものですから、それはあまり認識していなかったんです。

ただ、POSシステムというのは、そのときに600万円だか800万円かかって、それが国から補助も来て自己資金が600万円だか400万円だか、それをこの内部留保資金から出したということでありまして。ですから、内部留保資金、私6,000万円代だとおもっていたんですけども、今5700万円ということになっているようです。私、認識的には六千何百万円だとは思ってはいったんですけども、そういうことでした。

なので、認識はしておりました。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今、内部留保5,700万円と言いましたか。結局、村長思っていたよりもずっと減ってきているわけですよ。まだまだあったんでないかなというような認識だったそうですけれども、つまりそういうことで内部留保をどんどんどんどん使わなきゃいけないような状況に、今なっているというような状況なんですよ。

先ほども申し上げましたけれども、水曜日を休みにして430万円くらいの収入が減っている。それに入館者もどんどんどんどん減ってきている。ますます赤字が出てくるわ

けなんですよ。

令和3年は今現在進行中ですがけれども、8月20日から9月11日まで皆さんご存じのとおり、まん延防止等重点措置、これが執行されました。しかし、数日後には27日からは緊急事態宣言に変わった。今日の新聞を見ますと、緊急事態宣言の全面解除は困難であると。それだけ病床が逼迫しているということですよ、全国的に。今日の新聞に載っていました、延長は避けられずということで載っていました。

本当に災害的な新型コロナウイルスなんですよ、この新型コロナウイルスは。不要不急の外出はできるだけしないでくださいって呼びかけられています。人流が減少し、こうした施設に来館する人たちがどんどんどんどん少なくなっている。先ほど村長は、にっちもさっちもいなくなったらば村でも考えますよと、温かい言葉を頂きました。そういう中であつても少し今現在で持ちこたえられるようなご支援というものもあるかと思えます。そういうことはお考えになったことはあるでしょうか、お聞きしたいと思えます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） もちろん自助努力をしながら経営改善をしながら、そしてそれでも駄目なのであれば、当然3セクでありますから、村として大幅に関与させていただいて、もちろん資金投与もこれは当たり前の話だと思います。

ちょっと余談ではないです、これ実際本当に大変な事態になっています。と申しますのは、今、そり滑りゲレンデ、これが今工事中なものですから、それを目当てに観光客というんですかね、いっぱい近隣から仙台方面からはもちろんのこと、それが今工事中で休んでおります。それによって、本当は駐車場はクリエートパーク場の中にある大きな駐車場、あれが本当は日中はいっぱいでもないですけども、休日とか止めるところがなくらい人が休日なんかはあつたんですけども、今それこそ誰も来ないんではないんですけども、本当に閑散としています。

ということで、そういうのも原因しているんだろうなど。今、工事をしているということが。

それで、やっぱり子供を連れて来たって遊べないからということで、客足が本当に落ちています、これは。これはちょっとどうなのかな、最初からそういうことまで考えながら発注もあつたのかな、なかつたのかなということを今思っていますけれども、今度はサブグラウンド、サブコース、子供用の小さいコースですね。これにつきましては、

そういう今みたいな時期にやることをやめようということで、シーズンオフにそれをやろうというふうにしていますけれども、そんなことを言ったってメインコースが一番のあれですから、今現在休んでいるということで、その部分での減収、これはやはり万葉館の減収ですよ。これは大きなものがあるのではないかなと、私も思います。ですから、そういった面で、そり滑りゲレンデ分の減収の部分とかも、じゃあどの程度見ればいいのか分かりませんが、そういったものも具体的に考えていけたらなと、こんなふうにも思っているところであります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） そり滑り台、今工事中なためにこの間聞きましたところ、遊びに来てそのまま帰って行く、おおひら館にはもちろん寄って行かないというような状況なそうです。

ですから、日曜祭日、あるいは夏休みになると、あそこがいっぱいになって子供たちも遊んでいたんですけども、その客が来てもらえなくなっているというような状況になっているそうです。それも私も認識しておりました。

私が今現在何かできなかと行ったのは、実はこういうことがあったそうです。これは佐賀市の話なんですけれども、農産物直売所のコロナ対策に最大20万円という見出しがありました。1店舗当たり20万円を上限として全額補助をします。それはどういうことかという、店舗入口の消毒液の設置、あるいはレジでの飛沫防止シートの設置、マスクの購入、それから非接触型体温計の購入など、こうしたコロナに関するものについて佐賀市ではこういう農産物展示場ですね、そういうところに補助を出すというふうになっているそうです。何か小さなことでもできないかなと思ったというのはここなんです、私。今できること。

今現在、おおひら館は、全部あります。非接触型の体温計も自分で買っています。自分のそれこそ利益の中から出しているんだと思いますけれども。それから、マスクなども用意してありますし、消毒液が一番かかるそうです、お金が。お客さんもしますし、もちろん従業員もします。そういうためにやはり消毒液が一番かかると言っていました。

その辺について、最後にお聞きして終わりたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いろいろと今まさに万葉館、あるいはまちづくりセンターのみならず村内の全企業、全企業と言ったほうがいいのか。今まさに地方創生臨時交付金で12万円

の申請が続々上がってきておまして、今その決済なども毎日あります。聞いたことのないような会社も本当にこの会社、大衡にあるのかというような会社もやっぱり申請します、12万円でありますから。もっと大きな会社もあるんですよ。大きな会社さえもそうやって申請してきます。小さい会社については、こういうような会社あったのかやというような感じもあります。でも、そういったことで今、全額国から出るわけですが、大衡独自で何かをしようという場合には、やっぱり、万葉館も出してっちな、何や。（「出してないです、食堂だけ」の声あり）食堂だけ。何で出さないんだ。万葉館は食堂だけ。食堂3か所ありますよね。食堂は、万葉の茶屋、きどっこ食堂、あと万葉亭については、12万円の補助申請あります、補助というかあります。万葉館何でないんだ。私もあると思って、まだ出してないのかな、それとも。まだ出してないんだと思いますよ、だって。（「該当しない」の声あり）該当しない。3セクだから。何や。

ちょっとそれ該当するかしらないかは、私は該当すると思うんですが、国の制度ですからそれ私がとやかく言う何もないですけども、そういうことで今、鋭意本当に企業あるいは飲食店でも出してきております。そういったものはありますけれども、村独自じゃあ何かをしようとした場合に、万葉館だけにどうのこうのというわけにも今度はいかなくなってくるんですよ、やはり。第3セクターだから村のものだという認識のもとにやれば別なんでしょうけれども、やはりその辺はいろいろと整合性をもって対処していかなければならないというふうに思います。

そういうことでありますので、全然何もしませんよという、木で鼻かんだようなことを言うわけではありません。ただ、やはりそういった公費で支援をするということになれば、ある程度さっきも言ったようにいろんな調査なり、あるいは第3者による経営診断といいますか、そういったものとかもやってその結果、妥当であるというようなお墨つきでもない限りは当初の規定どおりやっていくしかないということでもあります。

先ほども申し上げましたけれども、水曜日休まないようにするためには3人職員が必要だと。3人というのは多分パートさんですよ。パートさん3人必要だということがあります。それ何とかなんないんですかね。そのパートさんの雇用といいますか。ということでもあります。何とかして本当は年中無休とは言いませんけれども、毎週水曜日休みというのは、ちょっといささかでないのかなと。（「単価安いから、時給単価上げればいいの」の声あり）単価を上げる、募集単価、社長いるから社長に言ってけらいん。

ということで、まず全然考えてないということはおごいませんし、ただ、安易にはで

きませんよということをし上げる、これが最終的に総括だというふうに捉えていただければなというふうに思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 最後と言いましたけれども、今の村長の話聞いてみて、だんだんだんだん長いものだから時間がなくなってしまったんだけど。

最後に、今度社長も変わりました。やっぱり社長のこれからの手腕を期待して、そして万葉館、おおひら館がますます利益が上がるように社長の指導の下にやっていただきたいというふうに思いまして、質問を終わります。答えは要りません。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時55分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順6番、小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 通告順位6番、小川ひろみです。

通告に従い、3件について一問一答でご質問いたします。

1件目は、国民健康保険税についてご質問いたします。

令和元年の一般質問で国民健康保険税仮算定の廃止を質問いたしました。村長は、仮算定をなくすことで税額決定の仕組みが分かりやすくなり、納期によって税額に大幅な増減が発生することを妨げるメリットはあるが、仮算定をなくすことにより納期回数が減り、1期当たりの納税額が増えるデメリットが生じる。納税貯蓄組合連合会総会で意見を聞き検討するとの答弁でありました。総会でのご意見はどうであり、その後の考えをお聞きいたします。

また、4月よりコンビニ納付が始まり、村税等の納付状況はどうでしょうか。コンビニ納付に対する導入経費は最終的に幾らかかったのかをお尋ねいたします。

納税貯蓄組合の組合員の方々も年々高齢化になって来ております。この状況をどう捉え、今後の在り方を考える時期に来ていると思われませんが、村長の考えをお聞きいたします。

2件目は、森林環境税、譲与税についてご質問いたします。

本村において森林環境譲与税は、大衡村森林環境整備基金に積立てられております。この質問も令和元年にしております。基金を有効に活用するためにも意向調査をする時期に来ていると考えますが、現在の状況をお尋ねします。

意向調査をする考えはあるのでしょうか。するとしたならば、どのようなものなのかをお聞きいたします。

2番、本村において5年間の譲与税は、約840万円を見込んでいるという前回での質問の答弁であり、基金の積立てをしている状況にあります。令和6年からは住民税に年間1,000円のプラスで徴収になります。活用の方向性を示す時期でもあると思われませんが、村長の考えをお聞きいたします。

3番、近年竹林の荒廃が目立つようになったと感じます。何かしら手立てが必要であり、整備が急務になると思われれます。この基金を活用し、支援ができないものかをお聞きいたします。

3件目は、パークゴルフ場村民一般開放についてご質問いたします。

令和3年4月より第2水曜日の午前8時半から午後4時半まで村民限定の開放日になりました。現在まで5回の開放があり、平均七、八十人の入場者であります。この日を本当に楽しみにしており、感染対策をしながら来場した方々は笑顔で生き生きとしたプレーをしております。半年近くになり、利用者のアンケート調査もすることで今後の在り方を見直すことも必要と思われれます。また、利用されない方々のお声を聞くことも必要と考えます。

1番、アンケート調査をする考えはあるでしょうか。

2番、利用状況を見ますと、大部分が午前中に集中しております。管理者側の経費の面からも午前中の開放にしてもいいと思われれますが、考えをお聞きいたします。

3番、パークゴルフをすることで、楽しみながら大体5,000歩を歩き、健康増進にもつながっております。先ほどの質問で、半日にすることで2回できないかをお尋ねしたいと思います。

以上、3件について村長の考えをお聞きいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 小川ひろみ議員の一般質問にお答えいたします。

1件目の国民健康保険税についての質問であります。まず、国民健康保険税の仮算定負担の廃止についてその後の経過はとのご質問であります。令和元年6月に開催し



た納税貯蓄組合連合会総会において、仮算定廃止について意見を伺うべく出席者の皆さんに対して情報提供をさせていただきましたが、その際には特段変更すべきとの意見は出なかったところであります。現在の納期10期制は、平成21年度に1期当たりの納税額を軽減するため、それまでの6期制から見直したものであり、納税者の皆さんに浸透している制度と認識をしております。

しかしながら、近年県内の各自治体においても仮算定負担を廃止しているところもあり、廃止したことによるメリットやデメリット、事務処理について情報収集をしているところでもありますので、今後も慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、コンビニ納付の状況についてのご質問ですが、令和3年度より口座振替、金融機関等での納付に加え、この納付方法が増えたことにより納税者の皆さんの利便性向上が図れたものと認識しております。これまでの全体の収入に対するコンビニ納付の利用率につきましては、税、保険料が約23%、住宅使用料が約7%、上下水道料金が約6%となっております。また、導入経費につきましては、令和2年度においてコンビニ収納に係るシステム導入経費として全体で139万7,000円を支出しております。

次に、納税貯蓄組合の今後の在り方についてのご質問であります。昭和26年に納税貯蓄組合法が施行され、村でも昭和34年から各単位組織が設置され、現在74組合が組織しております。

さて、近年の口座振替の普及や給与や年金からの特別徴収、個人情報保護など納税環境や社会情勢等の変化により、納税組合制度を廃止している自治体があることは承知しております。しかしながら、村といたしましては、現在も当初の目的を達成するため、普及活動も含め期限内納付に努めている組合があること、納付額の向上確保や納税意識の醸成に大変有効な役割を担う組織であると認識しております。したがって、今後も支援を続けていきたいというふうに考えております。

また、前段で申し上げました様々な環境変化等により、今後単位組合において解散する組合が出てくるものもあるというふうに予想されるではありますが、もうしばらく推移を見ながら、そして近隣市町の動向も注視しながら、今後の在り方について慎重に検討してまいりたいと、このように考えておる次第であります。

2件目の森林環境税、譲与税についてのご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、平成31年4月の森林経営管理法施行により、森林経

営管理制度が創設されたのと同時に、森林整備等に必要な地方財政を安定的に確保する観点から設けられたもので、平成31年度、令和元年度でありますから、譲与が開始されております。市町村ではこの森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に関わる意向調査や森林整備などの財源に充て取組を進めることで、手入れが行われていない森林の経営管理が進み、森林の公益的な機能が発揮され地域の安全安心の確保に寄与するとともに、これまで使われて来なかった森林が活用されることにより、地域の活性化につながることを期待されているものであります。

さて、1点目の意向調査をする考えはあるか、するとすればどのようなものかとのご質問であります。森林経営管理制度は森林の経営管理を実施できない場合に所有者に変わって林業経営者や市町村が経営管理を行う仕組みであり、この制度ではまずは森林所有者の責務として適切に森林の経営管理を行うことを明確化しております。その上で、適切に経営管理が実施されていない森林がある場合に、市町村は森林所有者に自ら手入れを行うのか、市町村に経営管理を委託したいのかなど、その意向を確認することとなっております。これが意向調査と呼ばれるものであります。

村ではこの意向調査につきまして、計画的に実施する予定としておりますが、意向調査を行う前に森林情報を整理し、対象となる森林を抽出し、幾つかの区域に分け調査を実施する優先順位を決定する必要がありますので、今年度においては、意向調査の準備業務についての予算を計上させていただいており、現在実施に向けて県や宮城県林業公社、黒川森林組合、また林業公社内に設けられました市町村森林経営管理サポートセンターなどと実施に向けての打合せを行っているところであります。実際には、意向調査はこの準備調査の結果を基にエリアを区切りながら順次進めていくこととなります。

次に、2点目の本村において5年間での譲与税は約840万円を見込んでいると前回の質問での答弁であり、基金の積立てをしているということを申し上げました。また、令和6年からは住民税に年間1,000円徴収になる。活用の方向性を示すべきではとのご質問ですが、令和元年6月議会の一般質問の答弁において、5年間の譲与税額について約840万円を見込んでいると答弁をさせていただきましたが、その後、令和2年3月に法改正があり、災害防止、国土保全機能強化の観点から、森林整備を一層促進する目的から譲与税額が増額され、現時点では令和5年までの5年間の譲与税額につきましては約1,479万円と当初より639万円の増を見込んでいるものであります。なお、今年度実施予定の意向調査準備業務につきましては、約500万円の委託料を見込んでおり、村森林環

境整備基金の充当を予定しております。意向調査など今後の事業につきましても、年度ごとの譲与税額や資本の状況を見ながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

また、ご質問のとおり、令和6年度からは森林環境税について、個人住民税の均等割の枠組みを用いて国内に住所を有する個人に対して、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収する予定とされております。通常の税負担に上乗せし、国民の皆様のご負担が財源となることから、適正な人に用いられることが担保されるよう使い道については、インターネットの利用等により公表しなければならないこととされており、村でもホームページ上の公表を行っております。なお、当然のことながら意向調査の実施に当たっては、調査対象者はじめ村民の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、広報等により周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

3点目の竹林の荒廃が目につくようになり、整備が急務になりつつあると思われる。この基金を活用した支援の考えはとのご質問であります。森林の概念の中には竹林も含まれるとされていることから、放置竹林の整備や森林内に侵入した竹林の除去等を実施することも森林経営管理制度の対象となり得るので、森林環境譲与税の活用も可能ではありますが、まずは意向調査関係への活用を最優先とし、現状の把握をはじめ森林管理体制の整備を図りたいと考えております。

なお、産業振興課において、樹木粉碎機、ウッドチップの貸出しを実施しておりますので、竹林整備等にぜひご活用いただければと、このように思っているところであります。

次に、3件目のパークゴルフ村民一般開放についてのご質問にお答えしたいと思います。1点目のアンケート調査の考えはとご質問ですが、村では今年から試行的に始めた村民無料開放を検証するため、利用実績を調査するとともに利用者の生の声を伺っており、利用者からは大変好評をいただいております。議員が先ほどおっしゃられたとおりであります。また、さらに多くの村民の方々に利用していただきたく、村民無料開放の状況を広報おおひら9月号で特集記事を掲載させていただいたところでもあります。ご質問のとおり、利用されない方々も含め意見を伺うことは、新たな課題はニーズを捉える上でも重要なことと認識しておりますので、まずは区長さんや大衡村パークゴルフ協会の皆様のご意見を伺えればと、このように考えるところであります。なお、議員の皆様方におかれましても、第2水曜日無料でございますので、どうかご利用のほどよ

ろしく、体験まだしたこともないというような方もおられるかもしれませんので、ぜひ行っていただければなど、こんなふうに思うところであります。

次に、2点目の午前中のみでの開放にしてはとのご質問であります。これまでの利用実績を見ましても利用者の大半が午前中に集中していることから、村といたしましても午前中のみでの無料開放した場合でも大きなサービス低下にはならないのではないかと考えておりますが、今後、指定管理者と協議をしながら検討してみたいと、このように考えております。

次に、3点目の村民無料開放を月2回にできないかというご質問であります。これまで週1回の定休日については、コース管理上の面でも必要な定休日となっていたことから、村民無料開放により定休日を減らしたことがコース管理上、どのような影響があるか、調査の段階であります。試行的にスタートした事業でありますので、今後についてはコース管理上の課題も含めて指定管理者との協議を行いながら、月2回の無料開放が可能かどうか、これはそういったコース管理者とかまちづくりセンターの皆さんとも相談しながら可能かどうか、ちょっと難しいかもしれませんが、そういった協議もしてみたいなど、そしてその結果で判断をしていきたいと、このように考えておる次第であります。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 最初に仮算定のことについてお尋ねいたします。

平成21年度に6期制から10期制に見直したという答弁でありました。そこから10年以上が過ぎているわけです。やはり今回、また2回目、令和元年に続き質問したのはやはりこのことが仮算定の申告ともかぶって大変な事務的な負担があるのではないかなというふうにも考えるわけです。そうしたときに私の提案といたしましては、7月から2月の8期にするなど、事務的負担はそんなにもないことと、納税者に対しても負担も大きく変わらないのではないかとと思われるんですけれども、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 仮算定をなくして8期制にするのはどうかということでもありますけれども、この件につきましては税務課長のほうから詳しく答弁させていただきたいと、このように思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） お答え申し上げます。

議員おっしゃられた10期から8期に変わることによりまして、納税者の方の負担増という意識は当然生まれるわけでございますので、納税義務者の方のそういったことも与えないように仮算定はそのまま継続させていただきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 先ほどもありましたけれども、やっぱり2年続きのコロナ禍、このことによって収入に大きな減になっている方々がいるとやっぱり思われるんです。やはり仮算定によって3期に結構な大きな徴収があるわけです。そこのところをなくすことが、やはり住民の負担軽減にもなるのではないかと思います、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） それぞれ所得額、課税額によっては年々変化はするわけでございますけれども、試算をしてみますと前年度より課税額が少ない方については、負担感が生じるのではないかとというふうに考えておりまして、また、前年度より課税額が多い場合の方については、若干の負担の減はありますけれども、さほど変わらないというような、あくまでも試算ですけれどもそのような状況となってございます。

議長（細川運一君） 税務課長、私と同じでちょっと背が高いので、マイクとの距離があるので、心持ち前傾姿勢で少し大きめのご発言を願えば余計よろしいかと思います。

小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 答弁の中でも県内自治体でも仮算定の負荷を廃止しているところがあると、そういうような答弁であります。このところもやはりこれからの働き方改革、いろいろな部分でやっぱり職員の負担軽減、そういうものを加味してこれからいろいろな見直しについて検討していただきたいと思います。

次に、コンビニ納付状況についてのご質問に移らせていただきます。

コンビニ、ものすごい経費が結構かかっています。139万7,000円の支出。やはりこれも大きな負担になっている部分もあります。そんな中で、先ほどの答弁で利用率については税保険料が約23%、住宅使用料が7%、下水道利用料金が6%となっているという答弁でありました。この利用率によって経費が変わるものなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） お答え申し上げます。

経費の変わる点につきましては、1件当たりの取扱料が増加するという点でございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 1件当たり、やっぱり数が増えることによってこの経費も増えるというふうには私は理解したんですけども、それでいいとは思いますが、今回の139万7,000円導入経費、これは初期経費、あと通年経費というふうに分かれるとしたらどのくらいになるのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 村長答弁申し上げました金額139万7,000円につきましては、令和2年度に支出した導入経費に係るものでございまして、令和3年度の経費については、システムレンタル料が約270万円と、1件当たりの取扱手数料60円から70円の間、1件当たりですね、そちらを実際の利用率、件数で35%と想定した場合、全体で約30万円ほどかかりますので、合わせて約300万円ほど令和3年度については支出見込みということでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 今回の令和2年度にあっては、やっぱり初期的経費が結構かかっているんだなというふうに理解しました。そんな中で、前のときに村長の答弁では、仮算定をしないで人的な作業、職員でこういう部分は金額的なもので言うと、郵送料が5万円、あと帳票印刷代に21万円、電算委託料が4万円、約30万円。やっぱりこれは同じぐらいかかるわけですね。結局仮算定をするのと、コンビニをこれから毎年やっていくのでは、大体同じぐらい30万円の経費がかかる。そうなった場合に、今回質問させていただいたのは、コンビニという便利なツールを使うことになりましたので、やはりそのことによって仮算定制度を何年か後、すぐすぐなくせということではありませんので、そういう部分で経費をお互いにプラスマイナスにできるようなことを考えるのも一つだと思いますけれども、その点についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 令和3年度の仮算定分の支出につきましては、若干コンビニでも納められる様式に変更して、それに伴う増額分もありますので、約45万円ほど仮算定のみにかかる経費はかかるということでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん、もう一回ご質問願います。

4 番（小川ひろみ君） 仮算定にいろいろな事務経費として30万円かかるという令和元年度の答弁でありました。それで、今回コンビニ納付が始まり、初期的経費を除いてこれからは、先ほどの答弁で30万円ぐらいかかるという答弁でありました、課長の答弁が。

そうすると、同じぐらの金額であれば、これから見通しとして仮算定をなくすということも必要じゃないかというような質問をさせていただきました。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 先ほどコンビニで納めることができることになったことに伴っての令和3年度の予算額、金額を約300万円というお話はお答えはさせていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

---

午前11時37分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川議員に対しての答弁にはなっていないということだというふうに議長として判断して休憩をさせていただきました。

税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 大変申し訳ございませんでした。

仮算定については、今後、村長申し上げましたとおり、検討させていただければというふうに思っております。

議長（細川運一君） よろしいですか。小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） これから、いろいろ事務的経費そういうもの、やはり税収もなかなか大変な世の中になっています。小さなことからやっぱり節約していくというような言い方ちょっとおかしいかも分からないんですけども、やはりそういうふうにしていくことでこつこつ塵も積もれば山となる。やはりそういうことをこれからしていくことがいろいろ老朽化対策もありますので、やはり財源がいつまでもあることではないので、そういうようなことを考えていただきたいと思います。

次に、納税組合のことについてお尋ねいたします。

今回、村長が貯蓄組合員の方々にお話もして、ご意見も伺ったと思うんですけども、

やはりこの納税組合の納付額は年々減少している状況だと、データを見て思われます。今すぐでなくても、何年か後には納税組合という組織が本当に必要であるのかないのか。やはり5年後、10年後そういうものを見据えた考えも必要ではないかと思いますが、そのことについてお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 納税組合の関係でございますが、先ほど村長答弁にもありましてしており、近隣市町の状況を注視しながら、もうしばらく推移を見ながら今後の在り方等について、慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 私の地区で私のところの納税組合としては、やはり加入の方々も1年1年、年を取るわけです。そうなったときに、やはり輪番制で自分の担当になるわけなんですけれども、やはり人のお金をある程度大きなお金になりますので、そこを徴収したり管理が大変だというお話も聞きます。そしてまた、お金を納めに行くのも足がないもんなどか、そういう部分でやはりお互いそういう方々に対しては代わった方がやるということもあるとは思うんですけれども、そういうようなお声もあります。

そういう部分で、なかなか銀行振込にしてもいいんだよと言ってもなかなかその理解もしてもらえない部分もありますので、そういう部分も理解してもらうような課としての対応とこれからやはり何十年後か、5年後か、10年後かは分かりませんが、この納税組合の在り方、そういう部分をやはり考えていく必要があると思いますが、それについてまず村長の答弁を伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 納税組合の在り方ですから、最初から村長なんですよね。税務課長ではありません。直接の事務的なものは税務課でありますけれども、納税貯蓄組合の在り方ですから。

実はですね、これは本当にいろんな今74組合、組織しておりますけれども、納税組合。実態は全部、その組合あるごとにその組合は全部もう口振にしましたよと。だけど、納税組合というものをまだ残しておきましたよというのが大部分なのかな、大部分ではないかもしれません。まだ、現金取引やっている納税組合もあるような話も聞きますけれども。

ですから、納税組合口振にしても納税組合を維持していると。そのメリットは何なの



やという、やはり納税組合の組合の皆さんが納めた金額から3%でしたか、パーセントはものによって違いますけれども、奨励金として納税組合に入るわけですね。その納税組合に入った金額によって、それで地域の納税組合委員の融和と親睦なり、あるいはそういったいろんなものに充当して、何と言いますか、地域コミュニティーの維持というんですかね、そういったものに大きく寄与しているというのもこれまた事実であります。

たしか平成10年でありましたか、私の記憶によると国の判断によって納税組合員が還付金を、納税組合に奨励金として出していますけれども、それが違法であるということの判断が下されまして、一時大変なことになったわけであります。

ところが、いろんな反対意見もございまして、その納税組合の奨励金、還付金、そういったものが地域のコミュニティーの維持、そういったものに広く役立っているんだということを言われまして、黙認みたくなくて名前がちょっと変わったんですね、だからそのときにたしか。そういうふうになったはずであります。大衡村でも議会でそれを取り上げた議員もおられましたし、違法ということでもいいのかと、こういうふうなお話もされた当時の議員もおられました。これは調べてみれば分かるんですけども。そういうことがありました。

しかしながら、やはり先ほど言ったように、全国的にそれは地域のコミュニティーの維持と言いますか、融和と親睦、そういったもののために使うのであればいいですよというような形の中でこれまでもその後も、ですからもう20年以上も前の話ですけども、そういったことで永遠ときているわけです。大衡村も例外ではございません。

そういったことで多分奨励金と言いますか、そういったものを有効に利用活用されて地域の皆さんが大変喜んでいい言いますか、そういったこともありますので、それを廃止とかということはまだ、伺ったんですから、おととしの総会の中で意向を調査して、そして、これはぜひ続けていってほしいというような、納税組合に入っている総会ですからもちろんそういうふうになってくるのは当たり前なのかなと思います。入っていない人の意見は反映されていませんからね。ですから、全体的に見てどうなのかなということはやっぱその後も時代も変わってきましたし、コンビニ納付なりいろんなありますから、そうやって若人の人たちも今、代替わりしてなっています。だから、状況も変わってきております。そういったことも総合的に判断して、今後、廃止というか縮小と言いますか、そういったことにつながっていくのか分かりませんが、そういった

ことをちょっと研究してみたいなど、このように思うところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 村長答弁のとおり、これからやっぱり見据えているいろいろなご意見をお聞きして、これからの在り方を考えていただきたいと思います。

次に、森林環境税の譲与税についてお尋ねいたします。

先ほどの答弁で、自分から手入れを行うか、市町村に経営管理を委託したいかなどの調査だと思います。これは対象となる住民は規模なども関係してくるのか、それとも全体的なみんなが対象になるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これは、自分の持っている森林の規模とかそういったものが、何か制約なり何なり条件があるのかという質問だと思いますけれども、分からないので担当に答弁させます。私そのものは今認識しておりませんので、ごめんなさい。担当。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 特にはありませんけれども、その続けるか、続けられないかということでもありますけれども、今荒廃した山林が増えているということでもありますから、対象となるのはそういった荒らされているところということですので、事前の今年度の調査としてはそういったところの把握をまずするというような内容でございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） やっぱり意向調査において計画的に実施すると思いますので、調査結果を見て優先順位なんかも出てくるのかなと思います。そのことについては、優先順位というのはどういうことが優先順位になるのかが分かればお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今もお話させていただいたとおり、意向調査の準備業務ということで村なり県なりで持っている森林簿や計画図、あと林地の台帳などを再確認をさせていただいて、そのほかに村に出されている伐採届とかということで、現在までの森林の今の状態なども登記とかそれぞれの土地の境界とかも含めて事前の調査を、準備業務をさせていただいて、当然現地の踏査なども含めて実施する予定にしておりますが、その中で先ほどお話したように荒れているとかどういう状況であるかの、その内容によってエリア分けをある程度一括りの山というような形でありますので、そっちこっちとい

うことではなくて、ある程度の塊を設けまして、その度合いによって優先順位という  
ような形で考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） 意向調査準備業務として、委託料約500万円って答弁ではなっている  
んですけども、当初予算の3月議会で林業振興費の中で委託料559万9,000円という計  
上がされております。結構な委託料だなと思うんですけども、今どこのあれでも委託  
料の金額がものすごい金額になっているんですが、この状況はどのように捉えているの  
かお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） あくまで一般論ということになるかと思えますけれども、当然  
人件費単価等もそれぞれ大きくなってきているような現状ということになるかというふ  
うに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） これは人件費とかいろいろな社会情勢という部分もあるとは思うので、  
それは理解するんですが、やはりちょっとすごい金額になってきているなということを  
ちょっと感じるところでありました。

次に、竹林のことについてお尋ねいたします。

村長、竹林の荒廃、村内の竹林を見てどのように今お感じになっておりますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 森林の荒廃ですか。（「竹林、竹林」の声あり）竹林ね。

どのようになっているか。特に目につくところは小川ひろみ議員ですから申し上げます  
けれども、大瓜に行く街道の右側だあっと、何と言うんだあの辺は。京塚のもっと向  
こうですかね。あの辺りなんか大分竹林が繁茂しております。あともっとあるんです  
かね。多分あるんだと思います。

大衡なんかは、そんなに激しいほどでもないのかなというふうに思っています。特に  
大瓜地区においてはイノシシさんがタケノコを食べていただいているので、なかなかあ  
んまり繁茂を抑えられているのかなと。私見に行ったわけでないのでちょっと分かりま  
せんけれども、特に高速道路を走って富谷ジャンクションから利府のほうに行くと左側  
には大分竹林がいっぱい、本当にどうするんだろかなというようなものがあります。本当に  
近年そういったところが増えてきているなというのはもちろん認識していますし、特に

関西のほうに行くとうごいんです。どうすんだべなと私も心配になってきます。ただ、大衡村においてはそんなにどうなのかなと、認識不足で分かりませんが、何か情報あったら教えてください。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 私は昨年の大雪って言うんですか、それもあったと思うんですけども、竹が結構しなっていて、そして黄色くなっているように見受けられるところが多々あるように感じます。

やっぱり竹林の整備はイノシシの駆除にもつながる。先ほど村長も言っていましたけれども、ところがタケノコを採る方もそれを食べる方も年々ちょっと減っている、そういうような状況に私は捉えております。

やっぱり高齢化に伴う家屋周辺の竹林の伐採管理ということはとても大変なことになると思っていますので、早めの対策を講じなければ本当にこれから皆さん、竹林を持っている方々、高齢化に伴い大変になると思うんですけども、その支援というものを考える上で、前にしなちくや竹の割り箸、本村で加工品として作ったことがあったと伺っております。数年がたち価値観も変わっている中で、こういうような竹を使った竹炭とかそういうものを作ったりすることに対しての支援、そういうことをしないかというような情報の発信、そういうものもこれから必要じゃないかと思いますが、その点についてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 竹を使った何かそういう産業創造品を考えるような、そんなPRも当然必要だと思います。ただ、竹林というのはやっぱりどうしても、竹林のみならず個人所有の竹林だけではないですよ、個人所有の森林、そういったものでありますから、先ほども申し上げたとおり、やっぱり今意向調査等々もしながらその準備業務についての予算を計上させていただいておりますので、竹林も含めた方策が確立してくればそういうことも手をつけていけるのかなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） ウッドチップパーの粉砕機、貸出しも実施しております。これは2017年の12月から行っております。このデータを見ますと、本当に限りなくずっと借りている、結局チップパーが返ってくることがないくらい予約で埋まっているのかなと思いますけれども、修理のために利用できない期間なんかもあったものなのか。そしてそのことによ

ってできないのであれば2台、1台貸して2台にして交互に使えるような形、そういうこともこれから自分たちでやれる方々に対しては支援が必要だと思いますけれども、そのことについてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 仰せのとおり、答弁でも申し上げましたけれども、ウッドチップパーを利用して、皆さん利用してくださいと、そして竹林の整備等々もしていただければなど、こういうふうに思っているところでもあります。ただいま小川議員が申されましたもう1台といますか、台数を増やして利用したらどうなのかなということでもあります。

やっぱりこれは私、大賛成です。そんなに高いものではありません。もう1台別なありますけれども赤いやつ、あれはあまり使ってなくて、あれはちょっと失敗したかなというような感じもしますけれども、このウッドチップパーについては、導入して正解だったなという、そういった気持ち持っています。ですから、今2週間スパンでお貸ししているところでもありますから、最長で2週間まで貸しますよということで、ですから本当に空きがない状態ですので、どういった今後の動向も踏まえながらそういったこと前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 村長の前向きな2台にすることも考えるということなので、これもやっぱり竹林の荒廃、そういう部分も考えながらやはり早急に対応していただきたいなと思っております。

次に、パークゴルフのことについてお尋ねします。

おおひら広報9月号の表紙、今までと全然違うなど、私今日お持ちしました。そして、この広報の次のページを見るとまた違うんですね。やはり職員の方々がこれだけ一生懸命されているんだなというふうに変化を感じました。そして、村民の方々の生き生きした笑顔、ここです。きちんとキャッチしているところに感銘をいたしました。

やはり職員の方々が自ら現場に行く、そして今、職員の方々、大衡村民の方々でない方々が多い中で、やはり村民の方と触れ合うということがやはり住民とのつながり、結びつきにもなると思いますし、現状把握に自分で実感することだと思います。これから、このような取組を、ここだけでなく様々な分野においてやっていくことが必要だと思いますが、村長の考えお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当に画期的なこの広報の作り方といいますか、そういったことをしたなということで、実は昨日、全員の前でこういう取組をしてこれまでにない視点から発想から、こういう広報を作って若い職員が、そういうことが若い職員のみならずそれを容認した、押し進めたその上司等々も含めてすごいなということですので素晴らしいということで、みんなの前で称賛の言葉を申し上げました。みんなも今いる人も昔からいる人も職員もそういうことで発想をもっともっと広く持って、そして自分ならどうするんだということを前面に出した施策を村民のためにやってほしいということで職員を称賛して、そして鼓舞したところであります。全く同感であります。

さらには、クリエートパークの有料化といいますか、そういったものを視野に入れながらのプレゼンも我々職員にしたこともありました。ここ1か月以内でありますけれども。そういったことで、本当に職員は一生懸命そういったことを考えるようになってきたなということで、私はそういう意味では頼もしいなというふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 村長が申したように、住民とのふれあいのため現場に出向く、やっぱり住民との関係づくり、そこにこれからも重点をおいてやっていただくことで住民もやっぱり安心して生活できると思います。そういう部分にも力を入れていただきたいなと思っております。

また、10月からは午前中のみにしてはどうかという部分も、私考えております。やはり4月、5月、6月、7月、8月、時間帯の利用者は8時半から9時半に全部集中しております、データを見ますと。やはりそのデータを見たときに、午後からの利用が本当に5人、6人とかの利用で何時間の開放を設ける、そういうのは管理者側としてやはりマイナスになってくるのではないかなと思いますので、この件についても早急に考えていくことが必要だと思いますので、その件についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それは、私はどうなのかなというふうに思いますけれども、午前中だけというのは。ということは午前中だけにすると、午前12時になったらみんな帰らなければならないということなので、どうなのかな。やっぱり午後になってもまだお昼食べてまだやる人も何人かいますから、どうなのかなと。

それはですから、ここで云々という話ではないですけれども、管理者側なり、あるい

は利用者の皆さんのご意見を聞くなりしていろいろと検討したいというふうに思いますし、さらには先ほどお話されましたけれども、2回にしたらどうかと。2回というのは、私はあまり想定してないですね。今までゼロ回だったんですから。それを2回というのは、確かに1回だからこそ希少価値があるんですよ。ですから来るんだと思います。なので、2回まではどうなのか。でも、これも管理者側と、あるいは利用者側の皆さんといろいろ検討しながら考えてまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 私も結構無料開放日には、この中では行っているほうではないかなと思うんですけども、その方々のやはり利用者の声というのは、とっても楽しいし、これも健康増進になる。やっぱり自然に楽しんで5,000歩歩くというのは、本当に素晴らしいことだなと思っています。利用者の方々はやはり午前中だけにして2回したり、やっていると午前中、管理、芝刈りですね。プレーしている合間を見ながら芝刈りをやっているという状況になっています。そうなったときに、午前中のみであれば午後から芝刈りという部分ができるのではないかと。また、午後からの無料開放にすることで、午前中芝刈りの管理ができるのではないかとか、いろいろな調整をしながらやはり住民も管理者側もいい感じになるようにこれからいろいろなご意見を聞きながらいいような方向に持って行っていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） おかげさまで導入といたしますか、無料開放を導入したことによって大衡村村民の皆さんの普通の日の利用率が3%ほど上がったというデータもあります。そういった親しみを持って無料開放に来て、親しみを持ってもう病みつきになって、今度は無料開放日以外の有料のところにも顔を出すようになった人が2%か3%増えたということでもありますから。それでも7%です、大衡村民の利用者は。全体に占める利用者だという報告を受けております。もっともっと大衡村の人が健康増進を兼ねながら楽しくプレーできる、そういったことを目指してまいりたいと、このように思います。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を1時10分といたします。

午後0時08分 休 憩

---

午後1時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 同意第2号 大衡村教育委員会教育長の任命について

議長（細川運一君） 日程第3、同意第2号、大衡村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（残間 頼君） 同意第2号、大衡村教育委員会教育長の任命について。

本村教育委員会教育長を下記のとおり任命したい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村奥田字蔵4番地

氏 名 齋藤 浩

生年月日 昭和36年12月20日

令和3年9月1日提出

大衡村長 萩原 達雄

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） ここで、教育次長齋藤 浩君より退席の申出を受けておりますので、退席を認めます。

〔教育次長 齋藤 浩君 退席〕

議長（細川運一君） 提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） それでは、同意第2号、教育長の任命についてご説明を申し上げます。

現在、教育長を務めておられる庄子明宏氏が、今月30日をもって、任期満了となりま  
すので、その後任として齋藤 浩氏を教育長に選任いたしたく、地方教育行政の組織及  
び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長として任命いたしたく  
ご同意をお願いするものであります。

齋藤 浩氏は、昭和36年12月20日生まれの59歳であります。昭和55年4月に大衡村役



場に勤務されて以来、41年と6か月間にわたり地方自治の振興に邁進されてまいりました。

温厚誠実にして地域住民の信望も厚く、豊富な行政経験を兼ね備えた方であり、令和元年5月からは教育長の補佐役として教育次長を経験しております。円滑な教育行政を推進するためにも教育長として齋藤 浩氏を提案するものでありますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

これより、同意第2号、大衡村教育委員会教育長の任命についてを採決をいたします。この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番 遠藤昌一君、10番 佐々木金彌君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。9番遠藤昌一君、10番佐々木金彌君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

有効票のうち

賛成 7票

反対 4票

以上のおり、賛成多数です。したがって、齋藤 浩君の大衡村教育委員会教育長の任命について、同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） あわせて、退席しておりました教育次長の入室を認めます。

〔教育次長 齋藤 浩君 入室〕

---

日程第4 同意第3号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（細川運一君） 日程第4、同意第3号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（残間 頼君） 同意第3号、大衡村教育委員会教育委員の任命について。

本村教育委員会教育委員を下記のとおり任命したい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村駒場字下宮前4番地

氏 名 齋藤 さと子

生年月日 昭和49年7月27日

令和3年9月1日提出

大衡村長 萩原達雄

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 同意第3号、教育委員の任命についてご説明を申し上げます。

今月30日をもって、現在教育委員を務めておられます齋藤さと子氏が任期満了となりますので、引き続き齋藤さと子氏を任命いたしたく、ご提案をいたすものであります。

齋藤さと子氏は、昭和49年7月27日生まれの47歳で、平成25年10月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定する保護者としての教育委員に就任されて以来、保護者代表として本村の学校教育はもちろんのこと、社会教育を含めた教育行政全般にわたる振興発展にご尽力をいただいております。

温厚誠実で地域からの信望も厚く、2期8年の教育行政の実績と経験を踏まえ、本村教育委員の再適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず、直ちに採決をしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

この採決は起立表決により行ひます。

同意第3号、大衡村教育委員会教育委員の任命については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立多数〕

議長（細川運一君） 起立全員でございます。したがって、齋藤さと子さんの大衡村教育委員会教育委員の任命について、同意することに決定をいたしました。

---

日程第5 議案第38号 大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第38号、大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書については4ページ、新旧対照表は1ページを開き願いたいと思います。

まずもって、大変申し訳ございませんが、条文若干違っておりましたので、ご訂正方よろしくお願いしたいと思います。

まず、議案書のほうでございます。第11条の3第2項第10号中、第2条第4号イとございますが、第2条第5号イでございます。

あと、一番最後、第38条中第2条第4号アとございますが、第2条第5号アと訂正方お願いします。

新旧対照表の1ページも第11条の3ということで10号第2条第4号イに係る特定個人情報ファイルとございますが、現行のほうの部分でございますけれども、第2条第5号イに係る特定個人情報ファイルと訂正方お願いします。

2ページの第38条でございますけれども、これについても現行の部分、第2条第4号アに係るとい部分でございますが、第2条第5号アに係る個人情報ファイルと訂正方よろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。ご迷惑をおかけいたしました。

それでは、新旧対照表にてご説明申し上げます。

大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

まず、第11条の3でございます。第10号に係る部分でございますけれども、第2条第5号イに係る特定個人情報ファイルを、第2条第9号イに係る部分に変えるものでございます。いわゆる特定個人情報ファイル保有等に関する事前通知の適用除外の規制に係るものでございます。

続きまして、第28条の2でございます。これについては、総務大臣を内閣総理大臣、あとは第19条の7号、同条8号という部分が号ずれで変更するものでございます。

続きまして、第31条でございます。現行では第29条及び第30条というのを文言の整理で、前2条というふうに改めるものでございます。

あとは、第38条、これは罰則に関する規定でございます。これも第2条第5号アを第2条第9号アに改めるものでございます。

議案書4ページに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものでございます。

内容といたしましては、デジタル社会への形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、これが9月1日の施行になりますが、その改正に伴う引用語及び字句の修正になるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第39号 大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第39号、大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議案書につきましては5ページになります。

議案第39号、大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

コンビニ等における証明書等の自動交付サービスを開始するに当たり、条例の一部を改正するものでございます。説明につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表3ページをお開き願います。

第16条第2項の次に第3項として、個人番号カードを利用してコンビニ等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付ができる旨の規定を追加するものでございます。

議案書6ページのほうにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、令

和4年1月4日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第40号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第40号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書は8ページになります。新旧対照表については4ページをお開き願いたいと思います。説明については、新旧対照表にてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正でございます。これにつきましては、表記行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、1号追加されたものに伴い、この条例も追加されたものでございます。

第5条でございますが、法第19条第10号の規定を第11号に改めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第41号 大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第41号、大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議案書につきましては9ページになります。

議案第41号、大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行手数料を削除するものでございます。また、各種証明書のコンビニ交付サービスを開始するに当たり、取得された際の交付手数料を定めるものでございます。

説明につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表6ページから14ページになります。

まず、法律の一部改正に伴う改正でございますが、新旧対照表12ページのほうをお開き願います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、第26号を削除し、以降13ページの第27号から14ページの34号まで1号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、証明書のコンビニ交付の手数料でございますが、6ページのほうにお戻り願います。

第1号摘要欄でございます。こちらのほうにコンビニ交付のほうの手数料を記載するものでございます。同様に11ページ、第15号の摘要欄、12ページ、第21号の摘要欄、13ページ、第26号及び第29号の摘要欄にコンビニ等の多機能端末機から交付された際の手数料をそれぞれ定めるものでございます。

議案書14ページのほうに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。ただし、改正後の別表中第1号、第15号、第21号、第26号及び第29号の規定は、令和4年1月4日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 条例の改正の新旧対照表のところなんですけれども、6ページ以降に現行と改正後というふうにあります。全文に変更線が引かれているんですね。非常に分かりにくくて、前の議会するときにもちょっと聞いたことがあるんですけども、これはやっぱり変更になっているところだけに下線を引いてもらったほうが分かりやすいと思うんですけども、この辺は修正改善できないものでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 新旧対照表の下線部分でございますが、今回の条例の別表の改正をする際に、別表全て改めるという形での改正を行っておりますので、こういった形には表記上なっておりますけれども、下線の表示の仕方、分かりやすいようにというお話でございますので、法令審査委員会等もございまして、そちらのほうで検討していきたいと思っております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 表の改正というか、訂正というんですか、私はどこで区分されているか分からないんですけども、次の条例の体育館の使用料とかは引かれていないんです。なくなっているところだけ引かれているようです。この辺の区分というのはどういうふうになっていたんでしょうか。そして、前は議場ではなく聞いたのかなって、今思い出したところなんですけれども、やはりここが増えているんだ、ここが変わっているんだというところに線を引いてもらったほうが分かりやすいと思いますので、検討願います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 委員会のほうでそういったものを検討していきたいと思っております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 前者の質問に関連する質問です。

改正内容ではありませんが、第2条の別表全部改正、今回する、全部改正の方法をとっているわけなんですけれども、今改正点を説明受けましたと、大きくは3点。適用事項につ



いて5か所追記、それから個人番号カードの削除関係ですね、手数料、これが2つ目。その削除したために1つずつ繰上げという部分。大きくはこの3点。そうした場合に、別表全部改正したその理由、伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 条例の別表の改正にはルールというか、改正する内容箇所だけを改正するルールと、あとは表そのもの全てを改正するやり方と2通りございます。

今回の場合、一部削除して号を繰り上げるものと追加するものがございましたので、改正の方法といたしましては、別表を全部改正ということで今回は提案させていただきました。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） それも考え方の一つかと思いますが、改正分量といいますか、それから言いますと、その部分の改正条項で済んだのではないかなというふうに感じます。なおかつペーパーレス化を図るこの時期に議案書、それから新旧対照表の、先ほど前者の質問にもありましたとおり、全部アンダーラインを引いて改正をこのように表す別表全ての改正という手法をとる必要があったのかなという疑問を持ったゆえに質問した次第であります。

ペーパーレス化とその辺の考え方、再度伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） ただいま佐野議員からご指摘のあったとおりでございます、そういった観点からすれば枚数も減るわけでございますので、今後このような改正があった際はそういったことにも注意を払って改正のほうをしていきたいと思っております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第42号 村民体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第42号、村民体育施設の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 15ページになります。

議案第42号でございます。村民体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正ですが、テニスコートの一部買収に伴いまして、テニスコートとしての機能がしないため、庭球コート进行削除するものでございます。

議案書については16ページになります。説明は、新旧対照表15ページをお願いします。

第2条です。第2条の表中、大衡村庭球コートの項を削るものでございます。

次に、17ページをお願いします。

別表中、庭球コートの一部及び同表の次のページになります。備考中、庭球コートは1面当たり进行削除するものでございます。

すみません。議案書16ページに戻ってください。

附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行するものでございます。

説明については、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませぬか。（「なしの声あり」）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませぬか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第10 議案第43号 令和2年度万葉クリエートパーク遊具更新工事（その2）の請負契約の変更について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第43号、令和2年度万葉クリエートパーク遊具更新工事（その2）の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は17ページになります。あわせまして、別冊の議案説明資料、議案第43号別紙でご説明を申し上げます。

初めに、議案書17ページをお願いいたします。

令和2年度万葉クリエートパーク遊具更新工事（その2）の請負契約の変更について。

令和3年5月26日一般競争入札に付し、同年6月4日議会の議決を得、株式会社松川土木と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の金額。変更前7,304万円、変更後8,221万6,200円。

当該工事につきまして、令和3年8月20日工事請負変更契約の仮契約を締結しております。

続きまして、別冊の議案説明資料、議案第43号別紙で工事の概要と変更の内容等についてご説明申し上げます。

今回の工事につきましては、公園の長寿命化計画に基づく万葉クリエートパークのそり滑り台の改修工事で、2つありますそり滑り台のうち、大きいほうの滑り台、子どもゲレンデにつきまして地盤整生と人工芝の張替え工事を行う工事となっております。

今回の変更理由についてですけれども、入札の結果、設計額と請負額とに差額が生じ、財源であります国費に余剰金が生じたことから、来年度以降予定しておりました工事の一部を前倒ししまして、事業の進捗を図るため変更するもので、主な変更内容といたしましては、周辺部の人工芝の改修面積、当初設計面積で424平方メートルに対しまして、232平方メートルを増嵩し、656平方メートルとするものでございます。

この変更により増嵩する箇所につきましては、図面1枚目赤色で着色しております箇所になります。

図面2枚目につきましては、計画平面図になり、黒色のハッチ部分が当初発注部分で、赤色ハッチ部分が変更追加箇所になります。

これらの変更とその他現場精査の結果、請負金額を917万6,200円増額し、8,221万6,200円とするものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 入札の結果、財源の関係で前倒しで今回、契約変更という理解できましたが、財源の関係、国庫の関係は了解得ておるのか、その点だけ確認したいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 内示いただきました交付金額の財源の活用につきましては、了承をいただいております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございますか。（「なしの声あり」）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後1時55分 散 会